

ZEN大学起業サークル規約

第1章 総則

第1条(名称)

本サークルは「ZEN大学起業サークル」と称する。

第2条(目的)

本サークルは、起業家精神の育成と実践的なビジネススキルの習得を通じて、メンバーの起業活動を支援し、地域経済の活性化に貢献することを目的とする。

第3条(活動拠点)

1. 本サークルの主たる活動拠点はDiscordとし、オンライン環境での活動を基本とする。
2. ZEN大学がオンライン大学であることを踏まえ、全国各地のメンバーとの交流を促進する。
3. 必要に応じてオフラインでの活動も実施する。

第2章 組織

第4条(構成員)

1. 本サークルの構成員は、ZEN大学の学生とする。
2. 構成員は以下に区分する。
 - コアメンバー: サークル運営に積極的に参加し、継続的な活動を行うメンバー
 - 一般メンバー: サークル活動に参加するメンバー

第5条(コアメンバーの要件)

コアメンバーになるための要件は以下のとおりとする。

1. 一般メンバーとして3ヶ月以上の活動実績があること
2. 月1回以上のサークル活動への参加実績があること
3. サークル運営への貢献意欲があること
4. 役員会の承認を得ること

第6条(役員)

本サークルに以下の役員を置く。役員はコアメンバーから選出される。

1. 代表 1名
2. 副代表 1名

3. 総務 1名
4. 活動企画 2名
5. 編集 1名
6. ポスター制作 1名
7. SNS運用 1名

第7条(役員の職務)

1. 代表:サークル全体の統括、対外的な代表、重要事項の決定
2. 副代表:代表の補佐、代表不在時の代行
3. 総務:会計管理、事務処理、会員管理、Discordサーバー管理
4. 活動企画:イベント・ワークショップの企画・運営、オンライン企画の立案
5. 編集:活動記録、資料作成、情報発信用コンテンツの編集
6. ポスター制作:広報用ビジュアルコンテンツの制作
7. **SNS**運用:各種SNSアカウントの管理・運用

第8条(役員の任期)

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第3章 活動

第9条(主な活動内容)

本サークルは以下の活動を行う。

1. オンライン交流会(不定期開催)
2. ワークショップ(2週間に1回開催、Discord上で実施)
3. 起業ゲーム(オンラインツールを活用)
4. その他、目的達成に必要な活動

第10条(活動頻度)

1. 定期的な活動として、2週間に1度のイベントを開催する。
2. コアメンバーは月1回以上の活動参加を推奨する。
3. 一般メンバーは任意参加とする。

第11条(Discord運用)

1. サークル専用Discordサーバーを設置し、メンバー間の交流・情報共有を行う。
2. チャンネル構成は以下を基本とする。
 - 全体告知チャンネル
 - 一般雑談チャンネル
 - コアメンバー専用チャンネル
 - プロジェクト別チャンネル
 - ボイスチャンネル(会議・イベント用)
3. Discord利用マナーは別途定める。

第4章 入会・退会・メンバー区分変更

第12条(入会)

1. ZEN大学の学生で、本サークルの目的に賛同する者は一般メンバーとして入会できる。
2. 入会希望者は所定の手続きを経て、役員会の承認を得るものとする。
3. 入会時はDiscordサーバーへの参加をもって正式な入会とする。

第13条(コアメンバーへの移行)

一般メンバーがコアメンバーになる場合は、第5条の要件を満たし、本人の申出により役員会で承認する。

第14条(退会)

1. 会員が退会を希望する場合は、代表に届け出るものとする。
2. 以下の場合は除名することができる。
 - 本規約に著しく違反した場合
 - サークルの名誉を著しく傷つけた場合
 - 長期間活動に参加しない場合(一般メンバー6ヶ月、コアメンバー3ヶ月)
 - Discord利用規約に違反した場合
 - その他、役員会が除名相当と認めた場合

第5章 会議

第15条(役員会)

1. 役員会は月1回以上、Discord上で開催する。
2. 役員会は代表が招集し、議長となる。
3. 役員の過半数の出席により成立する。

第16条(コアメンバー会議)

1. コアメンバー会議は必要に応じて開催する。
2. サークル運営に関する重要事項について協議する。

第17条(総会)

1. 総会は年1回以上、Discord上で開催する。
2. 総会では活動報告、決算報告、次年度計画等を行う。
3. 総会は代表が招集する。
4. コアメンバー・一般メンバーすべてが参加できる。

第6章 財務

第18条(経費)

1. サークル運営に必要な経費は、会員からの会費、大学からの補助金、その他の収入により賄う。
2. 会費については役員会で決定する。
3. オンライン活動に必要なツール利用料等も経費に含む。

第19条(会計)

1. 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 総務が会計事務を担当する。

第7章 その他

第20条(個人情報の取扱い)

1. 本サークルは、会員の個人情報を適切に管理し、サークル活動の目的以外には使用しない。
2. Discord上での個人情報の取り扱いについては、特に注意を払う。

第21条(知的財産権)

サークル活動で創出された知的財産権については、創出者に帰属するものとする。ただし、サークル全体のプロジェクトとして実施された場合は、別途協議するものとする。

第22条(規約の改正)

本規約の改正は、役員会の提案により総会で出席者の3分の2以上の同意を得て行う。

第23条(その他)

本規約に定めのない事項については、役員会で協議して決定する。

附則

第1条(施行期日)

本規約は2025年4月1日から施行する。

第2条(経過措置)

本規約施行時の役員は以下のとおりとする。

- 代表: YU
- 副代表: ののっち
- 総務: etsu
- 活動企画: 時駆、赤髪のたっつあん
- 編集: yaritaku

- ポスター制作: ぴの。
- SNS運用: Lisa

第3条(既存メンバーの区分)

本規約施行時の既存メンバーは、活動実績に応じて役員会でコアメンバー・一般メンバーの区分を決定する。

制定日: 2025年4月1日
ZEN大学起業サークル